

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月27日
【中間会計期間】	第28期中（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社クロニクル
【英訳名】	CHRONICLE Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 天野 裕
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山2丁目27番20号
【電話番号】	(03) 5771-1200 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 久保田 峰夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山2丁目27番20号
【電話番号】	(03) 5771-1200 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 久保田 峰夫
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自平成16年 10月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 10月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 10月1日 至平成19年 3月31日	自平成16年 10月1日 至平成17年 9月30日	自平成17年 10月1日 至平成18年 9月30日
売上高 (千円)	—	—	738,812	—	3,423,655
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	—	—	△179,359	—	53,586
中間(当期)純利益 又は中間(当期)純 損失(△) (千円)	—	—	△780,845	—	28,396
純資産額 (千円)	—	—	5,647,603	—	5,995,855
総資産額 (千円)	—	—	7,137,446	—	6,144,591
1株当たり純資産額 (円)	—	—	19.07	—	21.0
1株当たり中間(当 期)純利益又は中間 (当期)純損失(△) (円)	—	—	△2.67	—	0.11
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	0.09
自己資本比率 (%)	—	—	79.00	—	97.29
営業活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	—	—	△688,254	—	△2,789,931
投資活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	—	—	△15,368	—	△842,025
財務活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	—	—	1,714,366	—	4,395,623
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高 (千円)	—	—	2,132,043	—	1,121,299
従業員数 (人)	—	—	8	—	11

(注) 1. 第27期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自平成16年 10月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 10月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 10月1日 至平成19年 3月31日	自平成16年 10月1日 至平成17年 9月30日	自平成17年 10月1日 至平成18年 9月30日
売上高 (千円)	498,128	563,854	220,571	1,054,512	2,980,935
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△117,556	△315,370	△136,954	△98,880	10,156
中間(当期)純利益 又は中間(当期)純 損失(△) (千円)	△117,761	△317,225	△719,018	109,658	7,893
持分法を適用した場 合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,700,000	3,647,750	4,111,500	1,700,000	3,926,000
発行済株式総数 (株)	165,469,931	270,469,931	295,469,931	165,469,931	285,469,931
純資産額 (千円)	1,744,310	5,392,641	5,688,927	1,979,625	5,975,352
総資産額 (千円)	2,081,898	5,513,215	7,559,482	2,041,416	6,113,048
1株当たり純資産額 (円)	10.54	19.94	19.21	11.96	20.93
1株当たり中間(当 期)純利益又は中間 (当期)純損失(△) (円)	△0.71	△1.36	△2.50	0.66	0.03
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	—	—	0.65	0.02
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	83.8	97.8	75.10	97.0	97.45
営業活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	35,688	△3,216,884	—	213,304	—
投資活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	9,870	△310	—	△19,210	—
財務活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	△78,044	3,841,824	—	△143,103	—
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高 (千円)	94,157	802,262	—	177,632	—
従業員数 (人)	13	15	8	14	11

(注) 1. 第27期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高につきましては、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、中間純損失計上のため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社クロニクル）、子会社2社の3社により構成されており、宝飾品卸売、小売、及び投資事業を主たる業務としております。

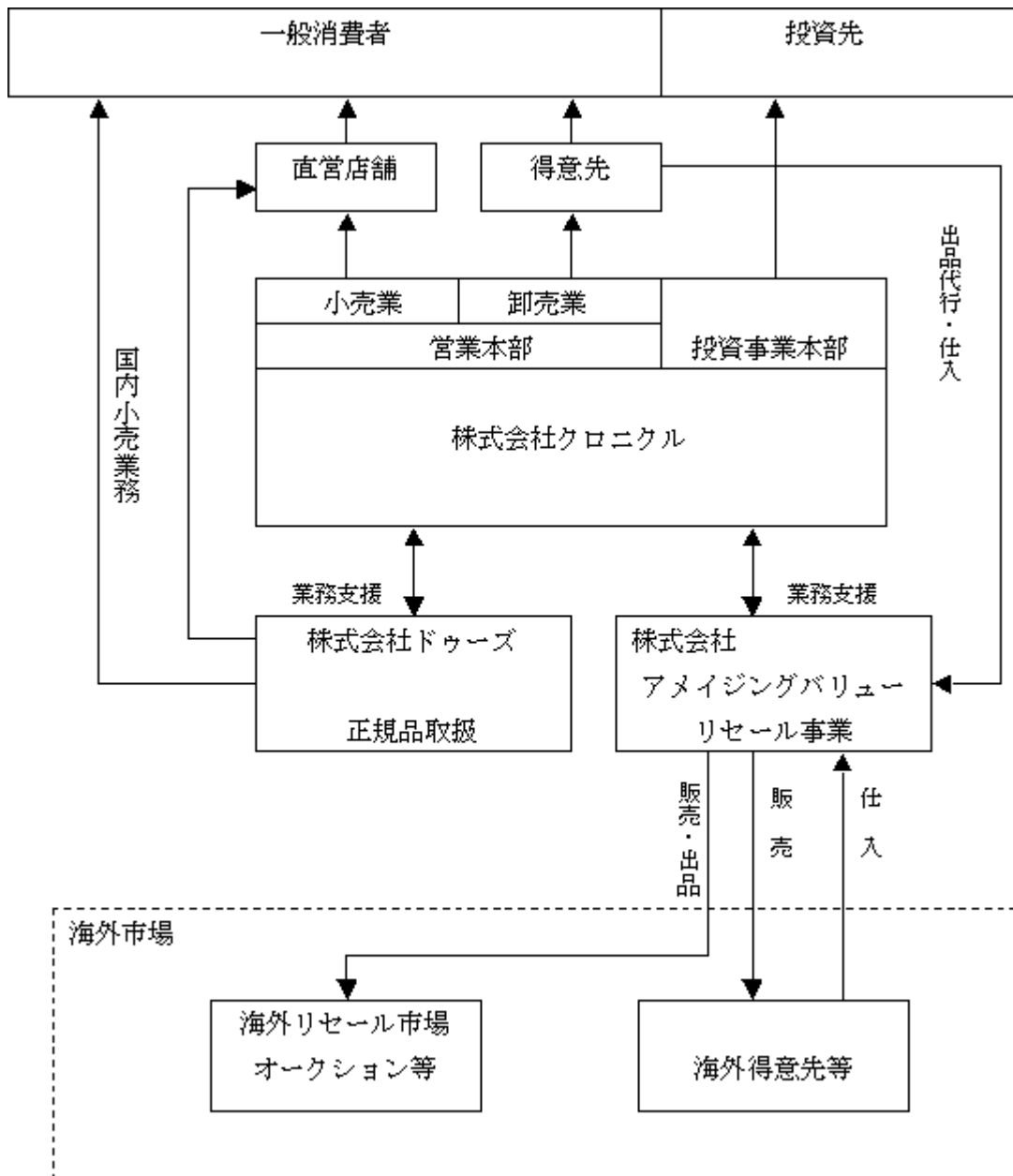
当中間連結会計期間中におきましては、異動はございません。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

- (1) 宝飾品部門 ……主要な製品は正規高級輸入時計の販売（卸売及び小売）、リセール商品取扱等であります。
 - 正規品 ……当社で販売するほか、子会社株式会社ドゥーズが当社が代理店となっている、ブランド時計及び正規取扱店となっている海外高級腕時計を国内において卸売及び小売販売しております。
 - リセール ……当社子会社である株式会社アメイジングバリューが国内外市場に対して宝飾品特に高級腕時計を中心に販売を行っております。海外、リセール・オークションをキーワードに販売しております。
- (2) 投資事業 ……法人向内容にて安全かつ確実なる投資案件に対し、出資を行っております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 当社グループは、平成19年4月3日に株式会社ビジネスアルファの株式を70%取得しており提出日現在は同社及び同社の100%子会社である株式会社エーディーアンドディーを連結会計対象としてグループは全5社になっておりますが、当中間連結会計期間におきましては前出の2社は該当いたしていません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
宝飾品事業	8
合計	8

(2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	8
---------	---

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国の経済は、輸出の伸びや大企業製造業を中心とした企業収益の改善による設備投資の増加、個人投資家を中心とした証券投資事情の活発化によって緩やかな景気回復が続きましたが、世界的には、東アジア地域を中心とした政情不安、原油価格の高騰、また国内においては緩やかな景気回復により若干雇用環境の上向きが見られましたが依然とした個人消費の弱含みな推移など、全般的な回復には予断を許さない状況が続きました。

当業界におきましても、ブランド品の需要は回復の兆しを見せるものの、消費者の慎重な購買姿勢は変わらず経営環境も引き続き厳しい状況にありました。

このような情勢下にあつて当社グループは、平成18年4月に100%出資の子会社として宝飾品の国内外のリセール市場・オークション市場に特化した「株式会社アメイジングバリュー」と正規品（輸入時計）に特化した「株式会社ドゥーズ」を設立し、クロニクルグループを立ち上げ、また当社グループは有利子負債のない企業グループとして活動することができました。

宝飾品部門におきましては、従来の代理店業務における新規顧客の開拓及び仕入先の見直し、店舗営業展開におきまして、正規輸入品販売事業に注力し、リセール・オークション事業におきましては、海外を中心としたリセール市場とオークション市場へ積極的に参入を行い、宝飾品部門における各グループ会社に夜市場の細分化を行ってまいりました。

投資部門におきましては、昨今の経済事情を鑑み、有望企業等への資金投資を慎重に行つてまいりました。

また、平成19年3月にM&A実施の取締役会決議を行い株式会社ビジネスアルファを平成19年4月よりグループ傘下におさめることとなりました。M&Aの資金調達として転換社債型新株予約権付転換社債発行決議を行い、本年4月に実施することといたしました。

その結果、当中間連結会計期間の売上高は738百万円となりましたが、当初当中間連結会計期間に予定しておりましたリセール・オークション事業の売上が下期にずれ込んだことにより経常利益は△179百万円、また当中間期純利益におきましては、当社が政策目的として保有する株式で、宝飾品事業の重要なパートナー企業である株式会社アーティストハウスホールディングスの株価が低迷し、営業投資有価証券評価損575百万円の特別損失を計上したことにより△780百万円となりました。なお、前年連結会計期間下期より連結会計処理を行っているため、前年同期との比較は記載致しておりません。

事業の種類別セグメント業績は、つぎのとおりです。

[宝飾品部門]

利益率向上を目的とし、代理店業務・国内店舗販売のみでなく、グループ全体として海外市場も含めたりセール市場・オークション市場への進出を行い、シェア拡大・向上に務めました。これにより売上高は619百万円となりました。

[投資部門]

昨今の経済事情を鑑み、慎重に資金運用した結果、売上高は119百万円となりました。

所在地別セグメント業績は、つぎのとおりです。

日本国内・・・宝飾品事業を中心として売上高577百万円、営業利益△150百万円となりました。

欧州（スイス）・・・宝飾品事業により売上高117百万円、営業利益△6百万円となりました。

米国（USA）・・・宝飾品事業により売上高24百万円、営業利益△30百万円となりました。

アジア（香港）・・・宝飾品事業により売上高18百万円、営業利益△4百万円となりました。

(注) 各セグメント情報につきましては、前年連結会計期間下期より連結会計処理を行っているため、前年同期との比較は記載致しておりません。

(2) キャッシュ・フロー

現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前期末に比べ1,010百万円（90.1%）増加し、当中間連結会計期間末には2,132百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

なお、各キャッシュ・フローにおける増減の数値は、株式会社クロニクル個別の前年度の数値を元に算出しております。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は688百万円となりました

これは主に、税金等調整前中間純損失の計上753百万円、営業出資金の増加による340百万円の支出、営業投資有価証券評価損の計上575百万円、たな卸資産の増加による211百万円の支出によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は15百万円となりました。

これは、貸付による支出26百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得た資金は1,714百万円となりました。

これは、主に社債発行による収入1,350百万円及び新株発行による収入370百万円によるものであります。

2【仕入及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

当中間連結会計期間の商品仕入実績を示すと次のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
(営業本部)		
宝石 (千円)	6,785	—
時計 (千円)	798,350	—
その他 (千円)	14,795	—
合計 (千円)	819,932	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成18年9期下期より連結会計処理を行っているため、前年同期比に関する数値は記載しておりません。

(2) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)
(営業本部)		
宝石 (千円)	8,681	—
時計 (千円)	597,791	—
その他 (千円)	12,606	—
小計 (千円)	619,078	—
(投資事業本部)		
営業投資有価証券 (千円)	116,835	—
貸出金利息 (千円)	2,898	—
小計 (千円)	119,733	—
合計 (千円)	738,812	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成18年9期下期より連結会計処理を行っているため、前年同期比に関する数値は記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

当社と株式会社ビジネスアルファは、事業の拡大と商品開発力の強化を図ることを目的として、平成19年3月15日に株式交換契約を締結し、同年4月27日開催の臨時株主総会において株式交換契約書が承認されました。

株式交換の概要は、次のとおりであります。

(1) 株式交換の内容

当社を完全親会社とし、株式会社ビジネスアルファを完全子会社とします。

(2) 株式交換の日：平成19年5月31日

(3) 交換比率 株式会社ビジネスアルファの普通株式1株につき当社の株式870,370株の割合をもって割当交付します。

(4) 株式交換による増加する発行済株式数：52,222,200株

なお、株式会社ビジネスアルファの概要等については、「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	660,000,000
計	660,000,000

(注) 当社発行可能株式総数は、平成19年4月27日開催の臨時株主総会におきまして1,140,000,000株に変更決議を行っております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月27日現在)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	295,469,931	395,469,931	ジャスダック証券取引所	—
計	295,469,931	395,469,931	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年6月1日から半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年12月22日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	10,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	0	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 24	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年2月1日 至 平成26年12月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24 資本組入額 12	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでないものとし、その詳細は③に規定する新株予約権割当契約に定める条件による。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし③に規定する新株予約権割当契約に定めるところによる。 ③ その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者の間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の計算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる数のみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3 当社が他社と合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または移転を行い本件新株予約権が継承される場合、当社は必要と認める株式の調整を行う。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合を含まない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の計算式において、「既発行株式数」とは当社発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または移転を行い本件新株予約権が継承される場合、当社は必要と認める株式の調整を行う。

② 平成17年10月24日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	12,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	0	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権申込の金額(円)	1個1,000(1株につき0.1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 37	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月14日 至 平成20年11月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37.1 資本組入額 18.75	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の行使は1回につき100個単位での行使とする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10,000株
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の計算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる数のみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 3 当社が他社と合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または移転を行い本件新株予約権が継承される場合、当社は必要と認める株式の調整を行う。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合を含まない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の計算式において、「既発行株式数」とは当社発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または移転を行い本件新株予約権が継承される場合、当社は必要と認める株式の調整を行う。

③ 平成19年3月15日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	20	0
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	0	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権申込の金額(円)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年4月3日 至 平成20年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 27 資本組入額 13.5	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5,000,000株

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし交付株式数に②記載の転換価額を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書きの場合には、上記差額を償還しない。

3 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という)は、当初27円とする。ただし、転換価額は本項第(9)号乃至第(12)号によって調整された場合は調整後の価額を転換価額とする。

4 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成19年3月31日	10,000,000	295,469,931	185,500	4,111,500	185,500	2,411,500

- (注) 1. 平成19年4月1日から平成19年4月30日までに転換社債型新株予約権月転換社債の転換請求行使により、発行済み株式数が100,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,350,000千円増加しております。
2. 重要な後発事象に記載しております転換社債型新株予約権付転換社債が平成19年4月5、6日に全て(100,000千株)行使されたため、発行済株式数はこの100,000千株増加し、395,469,931株となっております。
3. 平成19年4月27日開催の当社臨時株主総会におきまして、資本準備金のうち1,500,000千円をその他資本剰余金に振替の決議を行っております。

(5) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
大阪証券金融株式会社 (業務口)	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	12,826	4.3
ユーオービー カイ ヒアン プ ライベート リミテッド アカウ ント クライアンツ (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行兜町証券決済室)	80 BAFFLES PLACE NO.30-01 UOB PLAZA 1 SINGAPORE 048624 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	7,264	2.5
仕合 忠孝	大阪府	5,170	1.7
コア パシフィック ヤマイチ インターナショナル ホンコン (常任代理人 香港上海銀行 東 京支店)	36/F COSCO TOWER GRAND MILLENNIUM PLAZA183 QUEEN`S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	5,000	1.7
クレディ アグリコール スイス エスエー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	QUAI GENERAL- GUISAN 41204 GENEVA SWITZRAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	5,000	1.7
マジェスティック インスピレ ーション グループホールディング ス リミテッド (常任代理人 弁護士川端基彦)	AKARA BULDING, 24 DE CASTRO STREET, WICKHANS CAY 1, ROUD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLAND (東京都千代田区内幸町1丁目1-7)	5,000	1.7
イーエフジー バンク (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	24, QUAI DU SEUJET CP 2391 1211 GENEVE 2 SWITZLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	4,000	1.4
エスエスアイ セガ インターセ トル エージー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZELAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	3,814	1.3
タイフック セキュリティーズ カンパニー リミテッド 700700 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行兜町証券決済室)	25/F., NEW WORLD TOWER, 16-18 QUEEN`S ROAD CENTRAL , HONG KONG (東京都中央区日本橋兜町6-7)	2,574	0.9
エムエルピー エフエス カスト ディー (常任代理人 メルリンチ日本証 券株式会社)	SHUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK NY 10080-0801 USA (東京都中央区日本橋1丁目4-1)	2,521	0.9
計	—	53,169	18.0

(注) コア パシフィック ヤマイチ インターナショナル ホンコンの所有株式数は信託業務に係るものであります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 12,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 295,379,000	285,379	—
単元未満株式	普通株式 78,931	—	—
発行済株式総数	295,469,931	—	—
総株主の議決権	—	285,379	—

(注) 「完全議決権株式数 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が223,000株 (議決権の数223個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(株) クロニクル	東京都港区南青山 2丁目27番20号	12,000	—	12,000	0.0
計	—	12,000	—	12,000	0.0

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高 (円)	31	31	36	32	29	33
最低 (円)	24	25	27	26	26	26

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は、次 の と お り で あ り ま す。

(1) 新 任 役 員

役 名	職 名	氏 名	生 年 月 日	略 歴	所 有 株 式 数 (千 株)	就 任 年 月 日
取 締 役	営 業 第 一 部 長	田 中 亨	(昭 和 4 年 8 月 26 日 生)	昭 和 26 年 4 月 大 蔵 省 入 省 昭 和 47 年 5 月 大 東 証 券 株 式 会 社 入 社 昭 和 48 年 11 月 大 東 証 券 株 式 会 社 取 締 役 就 任 昭 和 49 年 11 月 大 東 証 券 株 式 会 社 常 務 取 締 役 就 任 昭 和 56 年 9 月 一 成 証 券 株 式 会 社 専 務 取 締 役 就 任 昭 和 63 年 12 月 一 成 証 券 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 就 任 平 成 2 年 12 月 丸 大 証 券 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 就 任 平 成 19 年 4 月 当 社 社 外 取 締 役 就 任 (現 任)	—	平 成 19 年 4 月 27 日

(注) 田中亨は社外取締役であります。

(2) 退 任 役 員

役 名	職 名	氏 名	退 任 年 月 日
取 締 役	—	尾 関 茂 雄	平 成 18 年 12 月 27 日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当中間連結会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の中間財務諸表については監査法人ウィングパートナーズによる中間監査を受けており、前中間会計期間（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）の中間財務諸表については、公認会計士赤坂満秋氏及び公認会計士吉野直樹氏の両氏による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年9月30日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			2,152,659		1,141,299	
2. 受取手形及び売掛金			1,611,092		1,686,144	
3. 営業投資有価証券	※2		807,176		914,280	
4. 営業出資金			1,061,905		721,890	
5. 営業貸付金			92,601		85,992	
6. たな卸資産			861,880		650,647	
7. その他			121,937		105,491	
流動資産合計			6,709,252	94.0	5,305,744	86.3
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		55,866		55,866		
減価償却累計額		11,515	44,351	10,454	45,412	
(2) 工具器具備品		41,226		41,226		
減価償却累計額		25,271	15,955	23,947	17,279	
(3) 土地			75,445		75,445	
有形固定資産合計			135,751	1.9	138,136	2.3
2. 無形固定資産						
(1) その他			1,806		2,138	
無形固定資産合計			1,806	0.0	2,138	0.0
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			160,000		560,000	
(2) 破産債権・更生債権 その他これらに準ず るもの			205,266		205,266	
(3) その他			140,299		139,571	
(4) 貸倒引当金			△214,930		△206,266	
投資その他の資産合計			290,635	4.1	698,571	11.4
固定資産合計			428,194	6.0	838,846	13.7
資産合計			7,137,446	100.0	6,144,591	100.0

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 支払手形及び買掛金		41,245		43,336	
2. 短期借入金		615		—	
3. 未払金		53,616		49,134	
4. 未払法人税等		27,678		35,503	
5. 賞与引当金		2,364		2,844	
6. その他		3,394		7,276	
流動負債合計		128,915	1.8	138,095	2.2
II 固定負債					
1. 社債	※1	1,350,000		—	
2. 退職給付引当金		10,928		10,640	
固定負債合計		1,360,928	19.1	10,640	0.2
負債合計		1,489,843	20.9	148,736	2.4
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		4,111,500	57.6	3,926,000	63.9
2. 資本剰余金		2,458,221	34.4	2,272,721	37.0
3. 利益剰余金		△642,789	△9.0	138,055	2.2
4. 自己株式		△486	△0.0	△445	△0.0
株主資本合計		5,926,444	83.0	6,336,331	103.1
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		△290,841	△4.1	△358,475	△5.8
評価・換算差額等合計		△290,841	△4.1	△358,475	△5.8
III 新株予約権		12,000	0.2	18,000	0.3
純資産合計		5,647,603	79.1	5,995,855	97.6
負債純資産合計		7,137,446	100.0	6,144,591	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)			
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	
I 売上高	※1		738,812	100.0		3,423,655	100.0	
II 売上原価			649,158	87.9		2,781,572	81.2	
売上総利益			89,654	12.1		642,082	18.8	
III 販売費及び一般管理費			281,984	38.1		502,667	14.7	
営業利益又は営業損失 (△)			△192,329	△26.0		139,414	4.1	
IV 営業外収益								
1. 受取利息			629			57		
2. 受取配当金			127			193		
3. 為替差益			6,365			1,871		
4. 雑収入			9,178	16,301	2.2	2,693	4,815	0.1
V 営業外費用								
1. 支払利息			435			127		
2. 為替差損			—			16,100		
3. 新株発行費			—			74,215		
4. 株式交付費			592			—		
4. 雑損失			2,303	3,331	0.4	200	90,643	2.6
経常利益又は経常損失 (△)				△179,359	△24.3		53,586	1.6
VI 特別利益								
1. 固定資産売却益			—			197		
2. 賞与引当金戻入益			558	558	0.1	—	197	0.0
VII 特別損失								
1. 営業投資有価証券評価 損			575,090			—		
2. その他特別損失			—	575,090	77.8	1,250	1,250	0.1
税金等調整前中間(当 期)純利益又は中間 (当期)純損失(△)			△753,891	△102.0		52,533	1.5	
法人税、住民税及び事 業税		26,953	26,953	3.7	24,137	24,137	0.7	
中間(当期)純利益又 は中間(当期)純損失 (△)			△780,845	△105.7		28,396	0.8	

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年9月30日 残高（千円）	3,926,000	2,272,721	138,055	△445	6,336,331
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	185,500	185,500			371,000
剰余金の配当					
中間純利益又は中間純損失(△)			△780,845		△780,845
自己株式の取得				△41	△41
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	185,500	185,500	△780,845	△41	△409,886
平成19年3月31日 残高（千円）	4,111,500	2,458,221	△642,789	△486	5,926,444

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
平成18年9月30日 残高（千円）	△358,475	△358,475	18,000	5,995,855
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行				371,000
剰余金の配当				
中間純利益又は中間純損失(△)				△780,845
自己株式の取得				△41
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	67,634	67,634	△6,000	61,634
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	67,634	67,634	△6,000	△348,252
平成19年3月31日 残高（千円）	△290,841	△290,841	12,000	5,647,603

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年9月30日 残高（千円）	1,700,000	46,721	109,658	△284	1,856,095
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,226,000	2,226,000			4,452,000
当期純利益			28,396		28,396
自己株式の取得				△160	△160
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	2,226,000	2,226,000	28,396	△160	4,480,235
平成18年9月30日 残高	3,926,000	2,272,721	138,055	△445	6,336,331

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成17年9月30日 残高（千円）	123,530	—	1,979,625
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			4,452,000
当期純利益			28,396
自己株式の取得			△160
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△482,005	18,000	△464,005
連結会計年度中の変動額合計	△482,005	18,000	4,016,229
平成18年9月30日 残高	△358,475	18,000	5,995,855

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△)		△753,891	52,533
減価償却費		2,716	6,664
貸倒引当金の増加額		8,664	—
賞与引当金の減少額		△480	△601
退職給付引当金の増加額		287	1,143
受取利息及び受取配当金		△757	△251
支払利息		435	127
営業出資金の増加額		△340,015	△580,471
営業投資有価証券評価損		575,090	△482,005
営業投資有価証券の増加額		△378	△184,369
営業貸付金の増加額		△6,609	△71,368
有形固定資産売却益		—	△197
新株発行費		—	74,215
株式交付費		592	—
その他資産の増加額		△1,785	△40,239
売上債権の減少額(△増加額)		75,051	△1,565,346
たな卸資産の増加額		△211,233	△61,749
仕入債務の増加額(△減少額)		△2,091	11,706
未払金の増加額		4,481	39,191
その他負債の増加額(△減少額)		△3,882	11,911
小計		△653,798	△2,789,104
利息及び配当金の受取額		757	251
利息の支払額		△435	△127
法人税等の支払額		△34,778	△950
営業活動によるキャッシュ・フロー		△688,254	△2,789,931

		当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		—	△10,000
有形固定資産の取得による支出		—	△110,015
有形固定資産の売却による収入		—	497
投資有価証券の取得による支出		—	△500,000
敷金保証金の支出		—	△507
貸付けによる支出		△26,941	△42,000
貸付の回収による収入		11,360	—
新規連結子会社の取得による支出		—	△180,000
その他の投資活動による支出		213	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△15,368	△842,025

		当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債の発行による収入		1,350,000	—
株式の発行による収入		370,000	4,452,000
自己株式の取得による支出		△41	△160
新株予約権の発行による収入		—	18,000
新株予約権の買入による支出		△5,000	—
株式の発行費用の支出		△592	△74,215
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,714,366	4,395,623
IV 現金及び現金同等物の増加額 (△減少額)		1,010,744	763,666
V 現金及び現金同等物の期首残高		1,121,299	177,632
VI 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		—	180,000
VII 現金及び現金同等物期末残高		2,132,043	1,121,299

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 2社 主要な連結子会社の名称 株式会社アメイジングバリュー 株式会社ドゥーズ</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 非連結子会社がありませんので記載していません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 2社 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社がありませんので記載していません。</p>	<p>同左</p>
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社2社は、連結子会社の中間期の末日は、いずれも中間連結決算日と一致しています。</p>	<p>連結子会社は、当期中(平成18年4月)に連結子会社として2社設立し、連結子会社の事業年度の末日は、いずれも連結決算日と一致しています。</p>
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>イ 有価証券 (イ) 売買目的有価証券 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 (ロ) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) (ハ) その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法 ロ たな卸資産 商品 個別法に基づく原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～36年 工具器具備品 5～8年</p>	<p>イ 有価証券 (イ) 売買目的有価証券 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 (ロ) 満期保有目的の債券 同左 (ハ) その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左 ロ たな卸資産 商品 同左</p> <p>イ 有形固定資産 同左</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要事項</p>	<p>ロ 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>イ 貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>ハ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は当中間連結会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>イ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>ロ 連結納税制度の適用 当中間連結会計期間から連結納税制度を適用しております。</p>	<p>ロ 無形固定資産 同左</p> <p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>ハ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>イ 消費税等の会計処理 同左</p> <p>ロ 連結納税制度の適用 _____</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度から、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の一部改正) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しています。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は5,977,855千円です。 連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度は、改正後の連結財務諸表規則により作成しています。</p>
	<p>(ストックオプション等に関する会計基準) 当連結会計年度から「ストックオプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストックオプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しています。 これによる、損益に与える影響はありません。</p>

追加情報

該当事項は有りません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)	前連結会計年度 (平成18年9月30日)
<p>※1 社債 平成19年4月2日発行の転換社債型新株予約権付転換社債の払込が当中間連結会計期間中であつたためその払込金につきまして社債で表記いたしております。</p> <p>※2 _____</p>	<p>※1 _____</p> <p>※2 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 営業投資有価証券 50,453 千円</p>

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)																										
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>支払手数料</td> <td>73,952 千円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>88,593</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>2,364</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td>1,502</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>2,716</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>8,600</td> </tr> </table>	支払手数料	73,952 千円	従業員給料手当	88,593	賞与引当金繰入額	2,364	退職給付引当金繰入額	287	販売促進費	1,502	減価償却費	2,716	貸倒引当金繰入額	8,600	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>支払手数料</td> <td>148,352 千円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>86,888</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>2,844</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td>1,659</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td>11,507</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>6,664</td> </tr> </table>	支払手数料	148,352 千円	従業員給料手当	86,888	賞与引当金繰入額	2,844	退職給付引当金繰入額	1,659	販売促進費	11,507	減価償却費	6,664
支払手数料	73,952 千円																										
従業員給料手当	88,593																										
賞与引当金繰入額	2,364																										
退職給付引当金繰入額	287																										
販売促進費	1,502																										
減価償却費	2,716																										
貸倒引当金繰入額	8,600																										
支払手数料	148,352 千円																										
従業員給料手当	86,888																										
賞与引当金繰入額	2,844																										
退職給付引当金繰入額	1,659																										
販売促進費	11,507																										
減価償却費	6,664																										

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

(当中間連結会計期間) (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株 式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	285,469,931	10,000,000	—	295,469,931
合計	285,469,931	10,000,000	—	295,469,931
自己株式				
普通株式	10,871	1,400	—	12,271
合計	10,871	1,400	—	12,271

(注) 1. 普通株式の増加は、第三者割当新株予約権行使による株式の増加であります。

2. 自己株式の増加は端株買入による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当中間連結会計期間末残高（千円）
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社（親会社）	平成17年第1回第三者割当新株予約権	普通株式	180,000	—	60,000	120,000	12,000
	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	20,000	—	10,000	10,000	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	200,000	—	70,000	130,000	12,000

- (注) 1. 平成18年12月12日の取締役会決議において、平成17年12月22日決議のストックオプション10,000千株（未付与）のストックオプションについて発行中止の決議を行い、発行を中止いたしました。
2. 平成19年3月15日にこの取締役会決議において、平成17年第1回第三者割当新株予約権の未行使分のうち50,000千株分を取得消却の決議を行い、平成19年3月31日に取得消却致しております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(前連結会計年度) (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	165,469,931	120,000,000	—	285,469,931
合計	165,469,931	120,000,000	—	285,469,931
自己株式				
普通株式	8,711	2,160	—	10,871
合計	8,711	2,160	—	10,871

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（千円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	平成17年第三者割当新株予約権	普通株式	—	300,000	120,000	180,000	18,000
	ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	10,000	10,000	—	20,000	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	10,000	310,000	120,000	200,000	18,000

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
<p style="text-align: right;">(平成19年3月31日現在)</p> ※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 2,152,659千円 預金期間が3ヶ月を超える Δ 20,000千円 定期預金 短期借入金に含まれる負の現金同等物 Δ 615千円 現金及び現金同等物 <u>2,132,043千円</u>	<p style="text-align: right;">(平成18年9月30日現在)</p> ※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,141,299千円 預金期間が3ヶ月を超える Δ 20,000千円 定期預金 現金及び現金同等物 <u>1,121,299千円</u>

(リース取引関係)

(当中間連結会計期間)

該当事項はありません。

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券

1. 売買目的有価証券

当中間連結会計期間末 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)		前連結会計年度 (自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)	
当中間連結貸借対照表計上額 (千円)	当該中間連結会計期間の損益 に含まれた評価差額 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	当該連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (千円)
102,174	49,400	101,794	15,409

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	当中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)			前連結会計年度 (平成18年9月30日)		
		取得原価 (千円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	連結貸借 対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) 計上額が取得原価を超えているもの	その他	—	—	—	—	—	—
中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) 計上額が取得原価を超えないもの	株式	899,874	324,884	△575,090	499,986	413,109	△86,877
	その他	670,444	380,117	△290,327	670,444	399,375	△271,069

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について575百万円の現存処理をおこなっております。

なお、当該株式の減損にあたっては、中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券

	当中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)	前連結会計年度 (平成18年9月30日)
	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券		
非上場新株予約権付転換社債	100,000	500,000
非上場株式	60,000	60,000
合計	160,000	560,000

(デリバティブ取引関係)

(当中間連結会計期間)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(前連結会計年度)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

(当中間連結会計期間) (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(前連結会計年度) (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション 平成16年12月22日決議	第2回 ストック・オプション 平成17年12月22日決議
付与対象者の区分及び数	役員及び社員 20名	当社取締役および経営戦略上重要な支援者 (法人・個人) 人数未定
ストック・オプション数	普通株式10,000,000株	普通株式10,000,000株
付与日	平成17年2月1日	未定
権利確定条件	定めておりません	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません
権利行使価格(円)	24	51
権利行使期間	平成19年2月1日から 平成26年12月21日まで	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで

(注) 第2回ストックオプションにつきましては、平成18年12月12日に発行中止の取締役会決議を行っており第2回分全ての発行を中止しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	10,000,000	10,000,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	10,000,000	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	10,000,000	—
権利確定	—	—
権利行使	0	—
失効 (発行中止)	0	10,000,000
未行使残	10,000,000	—

(注) 第2回ストックオプションにつきましては、平成18年12月12日に発行取りやめの取締役会決議を行っており第2回分全ての発行を中止しております。

② 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	24	51
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

(注) 第2回ストックオプションにつきましては、平成18年12月12日に発行取りやめの取締役会決議を行っており第2回分全ての発行を中止しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

(当中間連結会計期間) (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)

	宝飾品事業 (千円)	投資事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	619,078	119,733	738,812	—	738,812
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	31,807	6,233	38,040	(38,040)	—
計	650,885	125,966	776,853	(38,040)	738,812
営業費用	797,865	150,903	948,769	(17,627)	931,142
営業利益(又は営業損失)	△146,980	△24,937	△171,916	(20,413)	△192,329

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、物品販売、投資事業にて区分しております。

2. 各区分に属する主要な商品

事業区分	主要商品
宝飾品事業	宝飾品(高級輸入時計、宝石類)等
投資事業	営業投資有価証券、匿名組合投資等

(前連結会計年度) (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

	宝飾品事業 (千円)	投資事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,020,289	403,365	3,423,655	—	3,423,655
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,020,289	403,365	3,423,655	—	3,423,655
営業費用	2,897,300	386,940	3,284,240	—	3,284,240
営業利益(又は営業損失)	122,989	16,425	139,414	—	139,414

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、物品販売、投資事業にて区分しております。

2. 各区分に属する主要な商品

事業区分	主要商品
宝飾品事業	宝飾品(高級輸入時計、宝石類)等
投資事業	営業投資有価証券、匿名組合投資等

【所在地別セグメント情報】

(当中間連結会計期間) (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)

	国内 (千円)	欧州 (千円)	米国 (千円)	アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高						—	
(1) 外部顧客に対する売上高	577,735	117,795	24,381	18,900	738,812	—	738,812
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	38,040	—	—	—	38,040	(38,040)	—
計	615,775	117,795	24,381	18,900	776,853	(38,040)	738,812
営業費用	745,761	30,727	148,460	23,821	948,769	(17,627)	931,142
営業損失	129,986	6,346	30,664	4,920	171,916	(20,413)	192,329

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・スイス 米国・・・アメリカ合衆国 アジア・・・香港等

3. 当中間連結会計期間より海外市場としてアジア（香港）での販売を開始いたしました。

(前連結会計年度) (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

	国内 (千円)	欧州 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高	1,163,438	2,023,366	236,850	3,423,655	—	3,423,655
(1) 外部顧客に対する売上高	1,163,438	2,023,366	236,850	3,423,655	—	3,423,655
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,163,438	2,023,366	236,850	3,423,655	—	3,423,655
営業費用	118,097	1,940,973	225,169	3,284,240	—	3,284,240
営業利益	4,534	82,393	11,680	139,414	—	139,414

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・スイス 米国・・・アメリカ合衆国

【海外売上高】

(当中間連結会計期間) (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)

	欧州	米国	アジア	計
I 海外売上高 (千円)	117,795	24,381	18,900	161,077
II 連結売上高 (千円)				738,812
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	15.9	3.3	2.6	21.8

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・スイス 米国・・・アメリカ合衆国 アジア・・・香港

3. 当中間連結会計期間より海外市場としてアジア（香港）での販売を開始いたしました。

(前連結会計年度) (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

	欧州	米国	計
I 海外売上高 (千円)	2,023,366	236,850	2,260,217
II 連結売上高 (千円)			3,423,655
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	59.1	6.9	66.0

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・スイス 米国・・・アメリカ合衆国

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)		前連結会計年度 (自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)	
1株当たり純資産額	19.07円	1株当たり純資産額	21.00円
1株当たり中間純損失	2.67円	1株当たり当期純利益	0.11円
		潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	0.09円

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純損失(純利益)金額及び潜在株式調整後1株当たり登記純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2. 当中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、損失計上のため記載しておりません。

	当中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自平成17年10月1日 至平成18年9月30日)
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△)(千円)	△780,845	28,396
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△)(千円)	△779,132	28,396
期中平均株式数(千株)	287,125	257,543
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	—	0.09
普通株式増加数(千株)	10,000	75,686
(うち新株予約権)	(10,000)	(75,686)

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
<p>I. 転換社債型新株予約権付社債の発行</p> <p>平成19年3月15日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議し、平成19年4月2日払込が完了し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。</p> <p>(1) 発行の経緯</p> <p>当社は、宝飾品部門と投資事業部門の2部門を事業の柱として展開しております。宝飾品部門におきましては、当社において代理店業務・店舗販売業務を行うとともに、いずれも100%子会社である株式会社ドゥーズにて高級輸入時計の販売および店舗販売支援業務、株式会社アメイジングバリューにて国内外における宝飾品のリセール・オークション業務を行っております。</p> <p>株式譲渡と株式交換手続を行うことにより、インターネットサイトの企画運営をいとなむ株式会社ビジネスアルファ（東京都渋谷区 代表取締役社長 澤口慶太氏）を平成19年5月31日を効力発生日として完全子会社とする予定であり、今後は株式会社ビジネスアルファとともにインターネットを活用して当社宝飾品販路拡大を行ってゆく予定であり本子会社化（M&A）のための資金確保を目的として、新株予約権付社債を発行致しました。</p> <p>(2) 発行の目的と転換価格を固定とした理由</p> <p>資金調達形式に関しましては、当社の株式の状況、投資家のニーズを踏まえ、社内で慎重に協議を重ねた結果、第三者割当増資による新株式発行や第三者割当による新株予約権の発行に比べ、調達の機動性が高く、発行済株式総数や潜在株式増加への影響が一番低く抑えられる新株予約権付社債とすることに致しました。通常の社債ではなく、新株予約権を付しているため、社債に利息を付さない発行が可能となりました。また証券発行のコストやデリバリーリスク低減のため、証券を不発行しております。</p> <p>当社におきましては、安定株主の確保が一つの重要な課題でありますことを十分認識しておりますが、当社および当社グループの事業領域の拡大および連結企業価値の飛躍的成長を考えた場合に、今回のM&Aは貴重なビジネスチャンスと考え、実行することといたしました。これは当社の株主重視の基本方針を変更するものではありません。今後も実業を重視し、事業拡大をしてゆく中で、ビジネスパートナーでもありうるような安定株主を模索してゆく所存です。なお、本新株予約権付社債は、転換価格を27円固定としております（当社の株主割当増資や株式分割などの既存発行済株式における一定の状況が変化した場合等以当社の組織再編等の場合に転換価額および目的となる株式数に変更される場合を除く*1）。これは、投資後の株価水準変動のリスクは、既存株主ではなく、社債投資家に基本的に負ってもらうことが妥当であり、株主の利益を重視する立場から当社として適当と考えたからであります。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(3) 転換社債型新株予約権付社債の発行要領</p> <p>1. 募集社債の名称 株式会社クロニクル第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）</p> <p>2. 募集社債の総額 金2,700,000,000円</p> <p>3. 各募集社債の金額 金135,000,000円の1種</p> <p>4. 新株予約権付社債券の不発行 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。</p> <p>5. 利率 本社債には利息を付さない。</p> <p>6. 払込金額 額面100円につき金100円</p> <p>7. 償還価額 額面100円につき金100円</p> <p>8. 申込期日 平成19年3月30日（金）</p> <p>9. 払込期日 平成19年4月2日（月）</p> <p>10. 募集の方法 第三者割当の方法により、Asia Growth Fund（アジア グロース ファンド）および Japan Opportunity Fund（ジャパン オポチュニティー ファンド）に割り当てる。</p> <p>11. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>12. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。</p> <p>13. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成20年4月1日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に残存する本社債の全部（一部は不可。）を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ2週間以上前に事前に通知するものとする。</p> <p>(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間前までに通知を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>14. 本新株予約権に関する事項</p> <p>(1) 本社債に付された本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。</p> <p>(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込の要否 払い込みを要しない。</p> <p>(3) 本新株予約権の割当日 平成19年4月2日。ただし、各本社債の払込金額が第9項に定める払込期日に当社に払い込まれることを割当ての条件とする。</p> <p>(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権を行使すること（以下「行使」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は、行使に係る本社債の払込金額の総額を本項第(8)号②記載の転換価額（ただし、本項第(9)号乃至第(12)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使期間 本新株予約権付社債の社債権者は、平成19年4月3日から平成20年3月31日（当社が第13項第(2)号乃至第(3)号により本社債を繰上償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社が第13項第(5)号により本社債を買入消却する場合には、本社債が消却される時以後、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>(6) その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(7) 当社による本新株予約権の取得事由 当社による本新株予約権の取得事由は定めない。</p> <p>(8) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びにその出資される財産の内容</p>	

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし交付株式数に②記載の転換価額を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書きの場合には、上記差額を償還しない。</p> <p>② 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という）は、当初27円とする。ただし、転換価額は本項第（9）号乃至第（12）号によって調整された場合は調整後の価額を転換価額とする。</p> <p>(9) 転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第（10）号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(10) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>①本項第（11）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられた時は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>②株式分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>	

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>③取得請求権付株式もしくは取得条項付株式であつて、その取得と引換えに本項第(11)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合またはその他の証券もしくは権利を発行する場合 調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式もしくは取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降、これを適用する。 上記に関わらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>④本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。 この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(18)号の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額} \times \text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整前転換価額}$ <p style="text-align: center;">調整後転換価額</p> <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(11) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(10)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p>	

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(12) 本項第(9)号乃至第(12)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(10)号④の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> <p>(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、その残額を資本準備金として計上する</p> <p>(14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱う。</p> <p>(15) ① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書(以下「新株予約権行使請求書」という。)に、行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>② 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。</p> <p>(16) ① 行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。</p> <p>② 剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済の他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(17) 当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。</p> <p>(18) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>15. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととした。また、当初の転換価額は、平成18年12月15日から平成19年3月14日までの3ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における市場終値の平均値の93.1%相当額とした。</p> <p>16. 期限の利益喪失に関する特約 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う（以後本新株予約権を行使することはできない。）</p> <p>(1) 当社が第13項の規定に違背したとき。</p> <p>(2) 当社が、第14項第(9)号乃至(13)号に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。</p> <p>(3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。</p> <p>(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が生じたにもかかわらず、その履行をすることができないとき。</p> <p>(5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。</p> <p>(6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>17. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 株式会社クロニクル管理本部（りそな銀行東京中央支店）</p> <p>18. 行使請求受付場所 株式会社クロニクル 管理本部</p> <p>19. 上場申請の有無 なし</p> <p>20. 前期各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。</p>	

<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>	
<p>II. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使状況 平成19年4月2日に発行いたしました、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使状況は次のとおりです。 平成19年4月5日にAsia Growth Fund (アジア グロー ス ファンド) が、割当分の50,000個 (50,000千株分) の 全てを行使し、発行済株式総数は、345,469,931株とな り、資本金の額は4,786,500千円となりました。 また、平成19年4月6日にJapan Opportunity Fund (ジャ パン オポチュニティー ファンド) が、割当分の50,000 個 (50,000千株分) の全てを行使し発行済株式総数は、 395,469,931株となり、資本金の額は5,461,500千円とな りました。 これにより、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は 全て株式に転換いたしました。</p>		
<p>III. 連結会計処理子会社の取得 平成19年3月15日開催の取締役会におきまして株式交換を 含めたM&Aによる株式会社ビジネスアルファ株式の取得を 決議し、平成19年4月3日に70%の株式を取得し、連結会計 処理対象の企業と致しました。同時に同社の100%子会社 である株式会社エーディーアンドディー社も連結会計処 理企業の孫会社となりました。 また、平成19年5月31日に株式交換により株式会社ビジ ネスアルファの株式残り30%を取得致しております。 子会社の詳細 株式会社ビジネスアルファ (1) 資本金 10,000千円 (2) 事業内容 同社の100%子会社の株式会社エーディーアンドディー の純粋持株会社 (資産管理会社) (3) 代表者 代表取締役 澤口 慶太 (4) 所在地 東京都渋谷区2-15-1 孫会社の詳細 株式会社エーディーアンドディー (1) 資本金 10,000千円 (2) 事業内容 WEBコンテンツの企画・運営、結婚情報サイト「ピュ アアイ」の企画・運営 (3) 代表者 代表取締役 澤口 慶太 (4) 所在地 東京都渋谷区2-11-8 株式交換の詳細 (1) 株式交換比率</p>		
	株式会社クロニクル (完全親会社)	株式会社ビジネスア ルファ (完全子会社)
株式交換比率	1	870,370
<p>(2) 増加する株式数 普通株式52,222,200株</p>		

当中間連結会計期間
(自 平成18年10月1日
至 平成19年3月31日)

前連結会計年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年9月30日)

IV. 100%子会社へ事業一部譲渡

平成19年4月27日開催の臨時株主総会におきまして、100%子会社である株式会社ドゥーズに当社直営店である、「ドゥーズ青山」(東京都港区南青山二丁目27番20号 南青山NSビル 1・2階 高級輸入時計の店舗販売業務)を譲渡することを決議致しております。

高級輸入時計の小売業務を集約し、コスト・サービス・その他あらゆる面において向上を目指すものであります。

(1) 主要な譲渡資産及び負債項目及び金額

(平成18年9月30日現在)

(単位百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
売掛金	48	買掛金	18
たな卸資産	212	その他流動負債	69
その他流動資産	72	退職給付引当金	5
有形固定資産	20	その他固定負債	261
無形固定資産	1	(資産・負債差引)	
合計	353	合計	353

(2) 譲渡部門の平成18年9月期における事業成績

(単位百万円)

	譲渡部門 (a)	当社18年9月期 (b)	比率 (a/b)
売上高	444	2,980	13.0
営業利益	11	540	2.0

事業譲渡先の概要

商号	株式会社ドゥーズ	
所在地	東京都港区南青山二丁目27番20号	
代表者氏名	中坊 哲也	
資本金	90,000千円	
大株主	当社(100%)	
事業の内容	高級輸入腕時計の販売および店舗販売支援業務	
当社との関係	資本関係:	当社の100%子会社
	人的関係:	当社取締役 中坊哲也が代表取締役を務めております。
	取引関係:	「ドゥーズ青山」の店舗販売支援を受けております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年3月31日)		当中間会計期間末 (平成19年3月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		812,262		2,087,314		916,589	
受取手形		516		—		—	
売掛金		86,853		1,772,832		1,787,076	
営業投資有価証券		686,529		807,176		914,280	
営業出資金		621,847		1,061,905		721,890	
営業貸付金		2,069,332		92,601		85,992	
商品		563,873		338,499		374,683	
前払費用		—		9,891		39,570	
未収入金		—		118,958		55,261	
その他		124,196		333,043		—	
貸倒引当金		—		—		—	
流動資産合計		4,965,412	90.1	6,622,222	87.6	4,895,344	80.1
II 固定資産							
有形固定資産	※1	32,029		134,964		137,141	
無形固定資産		2,469		1,806		2,138	
投資その他の資産							
投資有価証券		60,000		160,000		560,000	
関係会社株式		—		180,000		180,000	
オークション保証金		314,839		—		—	
長期未収金		—		4,245		4,545	
関係会社長期貸付金		—		330,000		200,000	
破産債権・更生債権その他これらに準ずる債権		205,266		205,266		205,266	
敷金保証金		45,200		45,560		45,560	
投資不動産		58,118		58,118		58,118	
会員権		—		31,200		31,200	
その他		36,145		1,028		—	
貸倒引当金		△206,266		△214,930		△206,266	
投資その他の資産合計		513,304		800,488		1,078,424	
固定資産合計		547,803	9.9	937,260	12.4	1,217,704	19.9
資産合計		5,513,215	100.0	7,559,482	100.0	6,113,048	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年3月31日)		当中間会計期間末 (平成19年3月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
買掛金		15,182		28,991		18,306	
短期借入金		—		615		—	
未払金		28,142		117,649		88,690	
未払法人税等		4,435		7,531		12,576	
前受金		—		107		107	
預り金		—		1,947		1,081	
賞与引当金		2,604		2,364		2,844	
その他		60,978		350,420		3,449	
流動負債合計			111,342 2.0		509,626 6.7		127,055 2.1
II 固定負債							
社債		—		1,350,000		—	
退職給付引当金		9,231		10,928		10,640	
固定負債合計			9,231 0.2		1,360,928 18.0		10,640 0.2
負債合計			120,574 2.2		1,870,554 24.7		137,696 2.3
(資本の部)							
I 資本金		3,647,750	66.2	—		—	
II 新株式払込金		19,500	0.4	—		—	
III 資本剰余金							
資本準備金		1,947,750		—		—	
その他資本剰余金		46,721		—		—	
資本剰余金合計			1,994,471 36.1		—		—
IV 利益剰余金							
中間(当期)未処分利益		△207,566		—		—	
利益剰余金合計			△207,566 △3.8		—		—
V その他有価証券 評価差額金			△61,076 △1.1		—		—
VI 自己株式			△436 △0.0		—		—
資本合計			5,392,641 97.8		—		—
負債・資本合計			5,513,215 100.0		—		—

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年3月31日)		当中間会計期間末 (平成19年3月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
資本金		—	—	4,111,500	54.4	3,926,000	64.2
資本剰余金							
資本準備金		—	—	2,411,500		2,226,000	
その他資本 剰余金		—	—	46,721		46,721	
資本剰余金合 計		—	—	2,458,221	32.5	2,272,721	37.2
繰越利益 剰余金		—	—	△601,465		117,552	
利益剰余金合 計		—	—	△601,465	△8.0	117,552	1.9
自己株式		—	—	△486	△0.0	△445	△0.0
株主資本合計		—	—	5,967,769	78.9	6,315,828	103.3
II 評価・換算差額 等							
その他有価証 券評価差額金		—	—	△290,841		△358,475	
評価・換算差額 等合計		—	—	△290,841	△3.8	△358,475	△5.9
III 新株予約権							
新株予約権				12,000		18,000	
新株予約権合計				12,000	0.2	18,000	0.3
純資産合計		—	—	5,688,927	75.3	5,975,352	97.7
負債純資産合計		—	—	7,559,482	100.0	6,113,048	100.0

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金			
平成18年9月30日 残高 (千円)	3,926,000	2,226,000	46,721	2,272,721	117,552	117,552	△445	6,315,828
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	185,500	185,500		185,500				371,000
剰余金の配当								
中間純利益					△719,018	△719,018		△719,018
自己株式の取得							△41	△41
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）								
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	185,500	185,500		185,500	△719,018	△719,018	△41	△348,059
平成19年3月31日 残高 (千円)	4,111,500	2,411,500	46,721	2,458,221	△601,465	△601,465	△486	5,967,769

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成18年9月30日 残高 (千円)	△358,475	18,000	5,975,352
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			371,000
剰余金の配当			
中間純利益			△719,018
自己株式の取得			△41
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	67,634	△6,000	61,634
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	67,634	△6,000	△286,425
平成19年3月31日 残高 (千円)	△290,841	12,000	5,688,927

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成17年9月30日 残高 (千円)	1,700,000	—	46,721	46,721	109,658	△284	1,856,095
事業年度中の変動額							
新株の発行 (千円)	2,226,000	2,226,000		2,226,000			4,452,000
当期純利益 (千円)					7,893		7,893
自己株式の取得 (千円)						△160	△160
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) (千円)							
事業年度中の変動額合計 (千円)	2,226,000	2,226,000		2,226,000	7,893	△160	4,459,732
平成18年9月30日 残高 (千円)	3,926,000	2,226,000	46,721	2,272,721	117,552	△445	6,315,828

	評価・換算差額 等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成17年9月30日 残高 (百万円)	123,530	—	1,979,658
事業年度中の変動額			
新株の発行 (百万円)			4,452,000
当期純利益 (百万円)			7,893
自己株式の取得 (百万円)			△160
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額) (百万円)	△482,005	18,000	△464,005
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△482,005	18,000	3,995,727
平成18年9月30日 残高 (百万円)	△358,475	18,000	5,975,352

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益 (△中間純損失)		△316,620
減価償却費		3,024
賞与引当金の減少額		△841
退職給付引当金の増加額 (△減少額)		△265
受取利息及び受取配当金		△99
新株発行費		73,023
売上債権の減少額		33,427
たな卸資産の減少額		25,024
営業投資有価証券の増加額		△141,224
営業出資金の増加額		△480,428
営業貸付金の増加額		△2,054,709
未収入金の増加額		△58,866
その他の資産の増加額		△42,772
仕入債務の減少額		△16,448
未払金の増加額		47,220
その他の負債の増加額		30,713
(小計)		△2,899,842
利息及び配当金の受取額		99
保証金の支出額		△314,939
法人税等の納付額		△2,201
営業活動によるキャッシュ・フロー		△3,216,884

		前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得 による支出		△310
投資活動によるキャッシュ・フロー		△310
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		3,915,000
自己株式の取得による減少		△151
新株の発行による支出		△73,023
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,841,824
IV 現金及び現金同等物の増加額		624,630
V 現金及び現金同等物の期首残高		177,632
VI 現金及び現金同等物の中間期末残高	※	802,262

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
<p>当社は、前期末に8期ぶりに当期純利益を計上したものの、当中間期におきましては、中間純損失を計上し、営業貸付金の増加により営業キャッシュフローにおいてもマイナスを計上しております。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく高級輸入時計の代理店業務中心の業務業転換、投資事業の多角化を行い、営業面での効率化及び販売経路の多チャンネル化を推進することにより利益率の向上、投資事業の収益性の向上を図っております。</p> <p>今後は新規ブランドの取扱の拡大及び投資事業における新規事業領域の開拓を見込んでおります。</p> <p>上記の施策により売上高及び利益の増加を見込んでおります。</p> <p>また、平成17年11月11日発行の第三者割当新株予約権により総額111億円の資金調達を可能にし、資本金の増強並びにそれによる財務体質の強化を行いました。</p> <p>なお、営業キャッシュフローにつきましては、本年度中におきましてその大部分を改善する予定です。</p> <p>中間財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映致しておりません。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法 (2) たな卸資産 商品 個別法に基づく原価法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 商品 同左	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 商品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 車両運搬具 6年 工具器具備品 5～8年 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	有形固定資産 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～36年 車両運搬具 6年 工具器具備品 5～8年 無形固定資産 同左	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
4. 収益及び費用の計上基準	<p>営業投資有価証券売上高及び売上原価</p> <p>営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売却高及び受取配当金を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、支払手数料及び評価損等を計上しております。</p>	<p>営業投資有価証券売上高及び売上原価</p> <p>同左</p>	<p>営業投資有価証券売上高及び売上原価</p> <p>同左</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 投資事業組合等への出資金に係る会計処理 投資事業組合等への出資金に係る会計処理は、組合の事業年度の財務諸表に基づいて、当社の出資持分割合に応じて計上しております。 また、財務諸表が未作成の組合への出資金については、流動資産の「営業出資金」に計上しております。</p> <p>(2) 金融収益を売上高、営業外収益に区分する基準 営業貸付金に係る受取利息は売上高に含めておりますが、預金及び投資有価証券に係る受取利息、受取配当金は営業外収益に計上しております。</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(1) 投資事業組合等への出資金に係る会計処理 同左</p> <p>(2) 金融収益を売上高、営業外収益に区分する基準 同左</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 投資事業組合等への出資金に係る会計処理 同左</p> <p>(2) 金融収益を売上高、営業外収益に区分する基準 同左</p> <p>(3) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しています。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は5,957,352千円です。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しています。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(ストックオプション等に関する会計基準等) 当事業年度から「ストックオプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストックオプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しています。 これによる、損益に与える影響はありません</p>

表示方法の変更
該当事項はありません。

追加情報
該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成18年3月31日)	当中間会計期間末 (平成19年3月31日)	前事業年度末 (平成18年9月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	31,945千円	有形固定資産の減価償却累計額 36,444千円	有形固定資産の減価償却累計額 34,402千円

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
※1.	—————	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への売上高 38,040千円	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への売上高 199,736千円
※2.	営業外収益の主要項目 受取利息 99千円	営業外収益の主要項目 受取利息 629千円	他勘定振替高の内訳 販売費及び一般管理費 2,791千円 振替高
※3.	営業外費用の主要項目 新株発行費 73,023千円	営業外費用の主要項目 株式交付費 592千円	営業外費用の主要項目 —————
※4.	特別損失の主要項目 —————	特別損失の主要項目 営業投資有価証券評価損 575,090千円	特別損失の主要項目 —————
5.	減価償却実施額 有形固定資産 2,693千円	減価償却実施額 有形固定資産 2,177千円	減価償却実施額 有形固定資産 5,005千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

(当中間会計期間) (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	10,871	1,400	—	12,271
合計	10,871	1,400	—	12,271

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,400株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(前事業年度) (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	8,711	2,160	—	10,871
合計	8,711	2,160	—	10,871

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,160株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
(平成18年3月31日現在)	
※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	812,262千円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	△10,000千円
現金及び現金同等物	802,262千円

(リース取引関係)

当該事項はありません。

(有価証券関係)

(前中間会計期間)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前中間会計期間末 (平成18年3月31日)		
		取得原価 (千円)	中間貸借 対照表計 上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	その他	573,000	512,496	△60,504

2. 時価評価されていない主な有価証券

	前中間会計期間末 (平成18年3月31日)
	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場(店頭売買株式を除く)	60,000

(当中間会計期間)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(前事業年度)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

(前中間会計期間)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので該当事項はありません。

(持分法損益等)

(前中間会計期間)

本日現在当社は、100%出資の子会社を2社有しておりますが、当中間会計期間におきましては、関係会社がありませんので該当事項はありません。

(当中間会計期間)

連結財務諸表を作成しているため、該当事項はありません。

(前会計期間)

連結財務諸表を作成しているため、連該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
1株当たり純資産額 19.94円 1株当たり中間純損失 1.36円	1株当たり純資産額 19.21円 1株当たり中間純損失 △2.50円	1株当たり純資産額 20.93円 1株当たり当期純利益 0.03円 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 0.02円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。また、潜在株式としましてはストックオプションとして平成16年12月22日に新株予約権10百万株及び平成17年12月22日に10百万株をそれぞれ決議し、また平成17年11月11日発行の第三者割当新株予約権300百万株のうち未行使分195百万株の合計215百万株が存在しております。	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。 なお当中間会計期間中に第2回ストックオプションとしての新株予約権(10,000千株)全てを平成18年12月12日に発行中止の決議を行い、平成19年3月31日に第三者割当新株予約権のうち50百万株分を買入消却しております。その結果、当中間会計期間末におきまして、潜在株式は平成16年12月22日決議の第1回ストックオプションの新株予約権10百万株、平成17年11月11日発行の第三者割当新株予約権300百万株のうち未行使分120百万株の合計130百万株が存在しております。	当社は、平成17年11月11日に第三者割当新株予約権(300,000千株)を発行及び平成17年12月22日開催の定時株主総会におきまして、第2回ストックオプションとしての新株予約権(10,000千株)の発行決議を行っております。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成17年10月1日 至平成18年3月31日)	当中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成18年9月30日)
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△)(千円)	△317,225	△719,018	7,893
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△)(千円)	△317,225	△719,018	7,893
期中平均株式数(千株)	232,960	287,125	257,543
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	—	—	0.02
普通株式増加数(千株)	—	—	75,686
(うち新株予約権)	(—)	(—)	(75,868)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)
<p>平成18年4月12日開催の取締役会におきまして100%子会社2社の設立を決議いたしました。当社は基幹事業として宝飾品部門および投資事業部門を有しておりますが、宝飾品部門におきましては、代理店業務及び店舗販売に留まらず、販売経路の拡大を目指して、流通経路の確保と整備、社内体制整備を行っております。その一環として、リセール市場の構築販路拡大を行う株式会社アメイジングバリューと当社の店舗営業部門の販売支援を行う株式会社ドゥーズを、いずれも当社100%子会社として設立することを決定いたしました。</p> <p>当社の販路拡大の試金石として、別法人として設立し、採算性の明確化、事業リスク分散、宝飾品業界内での業務遂行の円滑化を目指します</p> <p>子会社の詳細 株式会社アメイジングバリュー (1)資本金 90,000千円 (2)事業内容 国内外におけるリセール市場での宝飾品の売買が主要事業となり、海外シェアの開拓およびクロニクルグループの宝飾品事業の販路の拡大を主目的とします。 (3)代表者 代表取締役 堀 達夫 (当社取締役営業本部長) (4)所在地 東京都港区南青山2-27-20</p> <p>株式会社ドゥーズ (1)資本金 90,000千円 (2)事業内容 当社の店舗営業部門における販売支援が主要業務となり、具体的には店舗営業部門における販売支援、外商業務支援など販路拡大の為の新たな流通経路の確保を目的とします。 (3)代表者 代表取締役 中坊哲也 (当社取締役店舗営業部長) (4)所在地 東京都港区南青山2-27-20</p>	<p>I. 転換社債型新株予約権付社債の発行</p> <p>平成19年3月15日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議し、平成19年4月2日払込が完了し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。</p> <p>(1)発行の経緯 当社は、宝飾品部門と投資事業部門の2部門を事業の柱として展開しております。宝飾品部門におきましては、当社において代理店業務・店舗販売業務を行うとともに、いずれも100%子会社である株式会社ドゥーズにて高級輸入時計の販売および店舗販売支援業務、株式会社アメイジングバリューにて国内外における宝飾品のリセール・オークション業務を行っております。</p> <p>株式譲渡と株式交換手続を行うことにより、インターネットサイトの企画運営をいとなむ株式会社ビジネスアルファ（東京都渋谷区 代表取締役社長 澤口慶太氏）を平成19年5月31日を効力発生日として完全子会社とする予定であり、今後は株式会社ビジネスアルファとともにインターネットを活用して当社宝飾品販路拡大を行ってゆく予定であり本子会社化（M&A）のための資金確保を目的として、新株予約権付社債を発行致しました。</p> <p>(2)発行の目的と転換価格を固定とした理由 資金調達形式に関しましては、当社の株式の状況、投資家のニーズを踏まえ、社内で慎重に協議を重ねた結果、第三者割当増資による新株式発行や第三者割当による新株予約権の発行に比べ、調達の機動性が高く、発行済株式総数や潜在株式増加への影響が一番低く抑えられる新株予約権付社債とすることに致しました。通常の社債ではなく、新株予約権を付しているため、社債に利息を付さない発行が可能となりました。また証券発行のコストやデリバリーリスク低減のため、証券を不発行としております。</p> <p>当社におきましては、安定株主の確保が一つの重要な課題でありますことを十分認識しておりますが、当社および当社グループの事業領域の拡大および連結企業価値の飛躍的成長を考えた場合に、今回のM&Aは貴重なビジネスチャンスと考え、実行することといたしました。これは当社の株主重視の基本方針を変更するものではありません。</p>	<p>—————</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>今後も実業を重視し、事業拡大をしてゆく中で、ビジネスパートナーでもありうるような安定株主を模索してゆく所存です。</p> <p>なお、本新株予約権付社債は、転換価格を27円固定としております（当社の株主割当増資や株式分割などの既存発行済株式おける一定の状況が変化した場合等以当社の組織再編等の場合に転換価額および目的となる株式数に変更される場合を除く*1）。これは、投資後の株価水準変動のリスクは、既存株主ではなく、社債投資家に基本的に負ってもらうことが妥当であり、株主の利益を重視する立場から当社として適当と考えたからであります。</p> <p>I. 転換社債型新株予約権付社債の発行</p> <p>平成19年3月15日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、下記のとおり決議し、平成19年4月2日払込が完了し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。</p> <p>(1) 発行の経緯</p> <p>当社は、宝飾品部門と投資事業部門の2部門を事業の柱として展開しております。宝飾品部門におきましては、当社において代理店業務・店舗販売業務を行うとともに、いずれも100%子会社である株式会社ドゥーズにて高級輸入時計の販売および店舗販売支援業務、株式会社アメイジングバリューにて国内外における宝飾品のリセール・オークション業務を行っております。</p> <p>株式譲渡と株式交換手続を行うことにより、インターネットサイトの企画運営をいとなむ株式会社ビジネスアルファ（東京都渋谷区 代表取締役社長 澤口慶太氏）を平成19年5月31日を効力発生日として完全子会社とする予定であり、今後は株式会社ビジネスアルファとともにインターネットを活用して当社宝飾品販路拡大を行ってゆく予定であり本子会社化（M&A）のための資金確保を目的として、新株予約権付社債を発行致しました。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(2)発行の目的と転換価格を固定とした理由</p> <p>資金調達形式に関しましては、当社の株式の状況、投資家のニーズを踏まえ、社内で慎重に協議を重ねた結果、第三者割当増資による新株式発行や第三者割当による新株予約権の発行に比べ、調達の機動性が高く、発行済株式総数や潜在株式増加への影響が一番低く抑えられる新株予約権付社債とすることに致しました。通常の社債ではなく、新株予約権を付しているため、社債に利息を付さない発行が可能となりました。また証券発行のコストやデリバリーリスク低減のため、証券を不発行としております。</p> <p>当社におきましては、安定株主の確保が一つの重要な課題でありますことを十分認識しておりますが、当社および当社グループの事業領域の拡大および連結企業価値の飛躍的成長を考えた場合に、今回のM&Aは貴重なビジネスチャンスと考え、実行することといたしました。これは当社の株主重視の基本方針を変更するものではありません。</p> <p>今後も実業を重視し、事業拡大をしてゆく中で、ビジネスパートナーでもありうるような安定株主を模索してゆく所存です。</p> <p>なお、本新株予約権付社債は、転換価格を27円固定としております（当社の株主割当増資や株式分割などの既存発行済株式おける一定の状況が変化した場合等以当社の組織再編等の場合に転換価額および目的となる株式数に変更される場合を除く*1）。これは、投資後の株価水準変動のリスクは、既存株主ではなく、社債投資家に基本的に負ってもらうことが妥当であり、株主の利益を重視する立場から当社として適当と考えたからであります。</p> <p>(3)転換社債型新株予約権付社債の発行要領</p> <p>1. 募集社債の名称 株式会社クロニクル第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）</p> <p>2. 募集社債の総額 金2,700,000,000円</p> <p>3. 各募集社債の金額 金135,000,000円の1種</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>4. 新株予約権付社債券の不発行 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。</p> <p>5. 利率 本社債には利息を付さない。</p> <p>6. 払込金額 額面100円につき金100円</p> <p>7. 償還価額 額面100円につき金100円</p> <p>8. 申込期日 平成19年3月30日(金)</p> <p>9. 払込期日 平成19年4月2日(月)</p> <p>10. 募集の方法 第三者割当の方法により、Asia Growth Fund (アジア グロース ファンド) および Japan Opportunity Fund (ジャパン オポチュニティー ファンド) に割り当てる。</p> <p>11. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>12. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。</p> <p>13. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成20年4月1日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に残存する本社債の全部(一部は不可。)を額面100円につき金100円で繰上償還する。この場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ2週間以上前に事前に通知するものとする。</p> <p>(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の2週間前までに通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>14. 本新株予約権に関する事項</p> <p>(1) 本社債に付された本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。</p> <p>(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込の要否 払い込みを要しない。</p> <p>(3) 本新株予約権の割当日 平成19年4月2日。ただし、各本社債の払込金額が第9項に定める払込期日に当社に払い込まれることを割当ての条件とする。</p> <p>(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権を行使すること（以下「行使」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は、行使に係る本社債の払込金額の総額を本項第(8)号②記載の転換価額（ただし、本項第(9)号乃至第(12)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(5) 本新株予約権の行使期間 本新株予約権付社債の社債権者は、平成19年4月3日から平成20年3月31日（当社が第13項第(2)号乃至第(3)号により本社債を繰上償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社が第13項第(5)号により本社債を買入消却する場合には、本社債が消却される時以後、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>(6) その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(7) 当社による本新株予約権の取得事由 当社による本新株予約権の取得事由は定めない。</p> <p>(8) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びにその出資される財産の内容</p> <p>① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし交付株式数に②記載の転換価額を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を下回る場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該差額部分を除く本社債とし、この場合の本社債の価額は、本社債の払込金額から上記差額を差し引いた額とする。上記ただし書きの場合には、上記差額を償還しない。</p> <p>② 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という）は、当初27円とする。ただし、転換価額は本項第(9)号乃至第(12)号によって調整された場合は調整後の価額を転換価額とする。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(9) 転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times \frac{1}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(10) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>①本項第(11)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた時は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>②株式分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>③取得請求権付株式もしくは取得条項付株式であって、その取得と引換えに本項第(11)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合またはその他の証券もしくは権利を発行する場合調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式もしくは取得条項付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記に関わらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>④本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(18)号の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(11) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(10)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、当該基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(10)号②の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(12) 本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(13) 本項第(9)号乃至第(12)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(10)号④の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(14) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し（計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。）、その残額を資本準備金として計上する</p> <p>(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱う。</p> <p>(16) ① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書（以下「新株予約権行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>② 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。</p> <p>(17) ① 行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。</p> <p>② 剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済の他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(18) 当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。</p> <p>(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>15. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由</p> <p>本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととした。また、当初の転換価額は、平成18年12月15日から平成19年3月14日までの3ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における市場終値の平均値の93.1%相当額とした。</p> <p>16. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う（以後本新株予約権を行使することはできない。）</p> <p>(1) 当社が第13項の規定に違背したとき。</p> <p>(2) 当社が、第14項第(9)号乃至(13)号に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。</p> <p>(3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。</p> <p>(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が生じたにもかかわらず、その履行をすることができないとき。</p>	

<p>前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>(5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。</p> <p>(6) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>17. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 株式会社クロニクル 管理本部（りそな銀行 東京中央支店）</p> <p>18. 行使請求受付場所 株式会社クロニクル 管理本部</p> <p>19. 上場申請の有無 なし</p> <p>20. 前期各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。</p> <p>Ⅱ. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使状況 平成19年4月2日に発行いたしました、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使状況は次のとおりです。 平成19年4月5日にAsia Growth Fund（アジア グロース ファンド）が、割当分の50,000個（50,000千株分）の全てを行使し、発行済株式総数は、345,469,931株となり、資本金の額は4,786,500千円となりました。 また、平成19年4月6日にJapan Opportunity Fund（ジャパン オポチュニティー ファンド）が、割当分の50,000個（50,000千株分）の全てを行使し発行済株式総数は、395,469,931株となり、資本金の額は5,461,500千円となりました。 これにより、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は全て株式に転換いたしました。</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)						
	<p>III. 連結会計処理子会社の取得</p> <p>平成19年3月15日開催の取締役会におきまして株式交換を含めたM&Aによる株式会社ビジネスアルファ株式の取得を決議し、平成19年4月3日に70%の株式を取得し、連結会計処理対象の企業と致しました。同時に同社の100%子会社である株式会社エーディーアンドディー社も連結会計処理企業の孫会社となりました。</p> <p>子会社の詳細</p> <p>株式会社ビジネスアルファ</p> <p>(1)資本金 10,000千円</p> <p>(2)事業内容 同社の100%子会社の株式会社エーディーアンドディーの純粋持株会社(資産管理会社)</p> <p>(3)代表者 代表取締役 澤口 慶太</p> <p>(4)所在地 東京都渋谷区2-15-1</p> <p>孫会社の詳細</p> <p>株式会社エーディーアンドディー</p> <p>(1)資本金 10,000千円</p> <p>(2)事業内容 WEBコンテンツの企画・運営、結婚情報サイト「ピュアアイ」の企画・運営</p> <p>(3)代表者 代表取締役 澤口 慶太</p> <p>(4)所在地 東京都渋谷区2-11-8</p> <p>株式交換の詳細</p> <p>(1)株式交換比率</p> <table border="1" data-bbox="496 1149 1106 1256"> <tr> <td></td> <td>株式会社クロニクル (完全親会社)</td> <td>株式会社ビジネスアルファ(完全子会社)</td> </tr> <tr> <td>株式交換比率</td> <td>1</td> <td>870,370</td> </tr> </table> <p>(2)増加する株式数 普通株式52,222,200株</p>		株式会社クロニクル (完全親会社)	株式会社ビジネスアルファ(完全子会社)	株式交換比率	1	870,370	
	株式会社クロニクル (完全親会社)	株式会社ビジネスアルファ(完全子会社)						
株式交換比率	1	870,370						

前中間会計期間 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日)																																																																					
	<p>IV. 100%子会社へ事業一部譲渡</p> <p>平成19年4月27日開催の臨時株主総会におきまして、100%子会社である株式会社ドゥーズに当社直営店である、「ドゥーズ青山」(東京都港区南青山二丁目27番20号 南青山NSビル1・2階 高級輸入時計の店舗販売業務)を譲渡することを決議致しております。</p> <p>高級輸入時計の小売業務を集約し、コスト・サービス・その他あらゆる面において向上を目指すものであります。</p> <p>(1) 主要な譲渡資産及び負債項目及び金額 (平成18年9月30日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位百万円)</p> <table border="1" data-bbox="587 728 1043 1126"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産</th> <th colspan="2">負債</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>帳簿価額</th> <th>項目</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売掛金</td> <td>48</td> <td>買掛金</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>たな卸資産</td> <td>212</td> <td>その他流動負債</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td>72</td> <td>退職給付引当金</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>20</td> <td>その他固定負債</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1</td> <td>(資産・負債差引)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>353</td> <td>合計</td> <td>353</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 譲渡部門の平成18年9月期における事業成績</p> <table border="1" data-bbox="580 1211 1050 1339"> <thead> <tr> <th></th> <th>譲渡部門 (a)</th> <th>当社18年9月期 (b)</th> <th>比率 (a/b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>444</td> <td>2,980</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>11</td> <td>540</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業譲渡先の概要</p> <table border="1" data-bbox="587 1386 1043 1720"> <tbody> <tr> <td>商号</td> <td colspan="2">株式会社ドゥーズ</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">東京都港区南青山二丁目27番20号</td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td colspan="2">中坊 哲也</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td colspan="2">90,000千円</td> </tr> <tr> <td>大株主</td> <td colspan="2">当社(100%)</td> </tr> <tr> <td>事業の内容</td> <td colspan="2">高級輸入腕時計の販売および店舗販売支援業務</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">当社との関係</td> <td>資本関係:</td> <td>当社の100%子会社</td> </tr> <tr> <td>人的関係:</td> <td>当社取締役中坊哲也が代表取締役を務めております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係:</td> <td>「ドゥーズ青山」の店舗販売支援を受けております。</td> </tr> </tbody> </table>	資産		負債		項目	帳簿価額	項目	帳簿価額	売掛金	48	買掛金	18	たな卸資産	212	その他流動負債	69	その他流動資産	72	退職給付引当金	5	有形固定資産	20	その他固定負債	261	無形固定資産	1	(資産・負債差引)		合計	353	合計	353		譲渡部門 (a)	当社18年9月期 (b)	比率 (a/b)	売上高	444	2,980	13.0	営業利益	11	540	2.0	商号	株式会社ドゥーズ		所在地	東京都港区南青山二丁目27番20号		代表者氏名	中坊 哲也		資本金	90,000千円		大株主	当社(100%)		事業の内容	高級輸入腕時計の販売および店舗販売支援業務		当社との関係	資本関係:	当社の100%子会社	人的関係:	当社取締役中坊哲也が代表取締役を務めております。	取引関係:	「ドゥーズ青山」の店舗販売支援を受けております。	
資産		負債																																																																					
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額																																																																				
売掛金	48	買掛金	18																																																																				
たな卸資産	212	その他流動負債	69																																																																				
その他流動資産	72	退職給付引当金	5																																																																				
有形固定資産	20	その他固定負債	261																																																																				
無形固定資産	1	(資産・負債差引)																																																																					
合計	353	合計	353																																																																				
	譲渡部門 (a)	当社18年9月期 (b)	比率 (a/b)																																																																				
売上高	444	2,980	13.0																																																																				
営業利益	11	540	2.0																																																																				
商号	株式会社ドゥーズ																																																																						
所在地	東京都港区南青山二丁目27番20号																																																																						
代表者氏名	中坊 哲也																																																																						
資本金	90,000千円																																																																						
大株主	当社(100%)																																																																						
事業の内容	高級輸入腕時計の販売および店舗販売支援業務																																																																						
当社との関係	資本関係:	当社の100%子会社																																																																					
	人的関係:	当社取締役中坊哲也が代表取締役を務めております。																																																																					
	取引関係:	「ドゥーズ青山」の店舗販売支援を受けております。																																																																					

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第27期）（自 平成17年10月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月28日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成19年4月5日関東財務局長に提出。

主要株主の異動がありましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年4月6日関東財務局長に提出。

主要株主の異動がありましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年5月2日関東財務局長に提出。

平成18年11月28日開催の取締役会および平成19年4月27日開催の臨時株主総会においてにおいて、平成19年5月1日をもって株式会社ドゥーズに対し、高級輸入時計の店舗販売業務部門を譲渡することを決議しましたので、証券取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年5月2日関東財務局長に提出。

平成19年3月15日開催の取締役会および平成19年4月27日開催の臨時株主総会においてにおいて、株式会社ビジネスアルファを完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び同条同項第6号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年5月2日関東財務局長に提出。

主要株主の異動がありましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年5月31日関東財務局長に提出。

主要株主の異動がありましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 有価証券届出書

有価証券届出書（転換社債型新株予約権付転換社債発行）及びその添付書類

平成19年3月15日関東財務局長に提出。

平成19年3月15日開催の取締役会および平成19年4月27日開催の臨時株主総会においてにおいて、株式会社ビジネスアルファを完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び同条同項第6号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年6月27日

株式会社クロニクル

取締役会 御 中

監査法人ウィングパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 赤坂 満秋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉野 直樹 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロニクルの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。

当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クロニクル及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象として以下の事項が記載されている。

- 平成19年3月15日開催の取締役会により決議された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、平成19年4月2日払込が完了した旨。
- 1において発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は平成19年4月5日及び6日に全て株式に転換され、その結果、資本金の額は5,461,500千円となった旨。
- 平成19年3月1日開催の取締役会において、株式会社ビジネスアルファ株式の取得を決議し、平成19年4月3日にその70%を取得し連結会計処理対象となり同時に同社の100%子会社である株式会社エーディーアンドディー社も連結会計処理の対象となった旨、また平成19年5月31日に株式交換により株式会社ビジネスアルファ株式の残30%を取得した旨。
- 平成19年4月27日開催の臨時株主総会において、当社直営店である「ドゥーズ青山」を100%子会社である株式会社ドゥーズに譲渡することを決議した旨。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年6月28日

株式会社クロニクル

取締役会 御 中

公認会計士赤坂事務所

公認会計士 赤坂 満秋 印

吉野公認会計士事務所

公認会計士 吉野 直樹 印

私たちは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロニクルの平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。

私たちは、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クロニクルの平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載されているとおり、会社は、前期末に8期ぶりに当期純利益を計上したものの、当中間期において中間純損失を計上し、営業貸付金の増加により営業キャッシュフローにおいてもマイナスを計上している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

会社は、当該状況を解消すべく高級輸入時計の代理店業務中心の業務業転換、投資事業の多角化を行い、営業面での効率化及び販売経路の多チャンネル化を推進することにより利益率の向上、投資事業の収益性の向上を図っている。

また、今後は新規ブランドの取扱の拡大及び投資事業における新規事業領域の開拓を行う予定である。

上記の諸策により、売上高及び利益の増加を見込んでいる。

また、平成17年11月11日発行の第三者割当新株予約権により総額111億円の資金調達を可能にし、資本金の増強並びにそれによる財務体質の強化を行っている。

なお、営業キャッシュ・フローにおいては、本年度中にその大部分を改善する見込みである。

財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

2. 重要な後発事象として以下の事項が記載されている。

平成18年4月12日開催の取締役会において100%子会社2社を設立する決議を行った旨。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年6月27日

株式会社クロニクル

取締役会 御 中

監査法人ウィングパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 赤坂 満秋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉野 直樹 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロニクルの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。

当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クロニクルの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象として以下の事項が記載されている。

- 平成19年3月15日開催の取締役会により決議された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、平成19年4月2日払込が完了した旨。
- 1において発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は平成19年4月5日及び6日に全て株式に転換され、その結果、資本金の額は5,461,500千円となった旨。
- 平成19年3月1日開催の取締役会において、株式会社ビジネスアルファ株式の取得を決議し、平成19年4月3日にその70%を取得し連結会計処理対象となり、同時に同社の100%子会社である株式会社エーディーアンドディー社も連結会計処理の対象となった旨、また平成19年5月31日に株式交換により株式会社ビジネスアルファ株式の残30%を取得した旨。
- 平成19年4月27日開催の臨時株主総会において、当社直営店である「ドゥーズ青山」を100%子会社である株式会社ドゥーズに譲渡することを決議した旨。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。